

市・県民税は、前年所得をもとに算出します。市・県民税を毎月の給与から差し引き、勤務先を通じて納める方法(特別徴収)で支払っている人が、納期(6月～翌年5月)の途中で退職した場合、残りの市・県民税の納付は次の方法になります。



【市・県民税】

会社などを退職したときは

< 6月～12月の退職 >

あらためて本人に送付された納税通知書で納付する方法(普通徴収)と、退職の際に一括納付する方法(退職する勤務先へ依頼してください)があります。

< 1月以降の退職 >

退職時に残りの税額を一括納付していただきますが、やむを得ず一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。

なお、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を希望される場合は、退職する会社の給与担当者へ申し出て手続きを行ってください。

■問い合わせ先 市民税課 (☎ 20-3125)

とき 平成16年1月15日(木)
午後1時～4時
ところ 市役所本庁舎6階第4会議室
定員 8人(先着順)
予約受付 平成16年1月7日(水) 午前8時30分～
申し込み先 市民参画課 (☎ 20-31558)

■法律相談



■行政相談

とき ▽平成16年1月8日(木) / 午後1時30分～4時
▽1月20日(火) / 午後1時～3時
▽1月26日(月) / 午後1時30分～4時
ところ ▽8日 / 市役所1階市民談話室
▽20日 / さざんか会館
▽26日 / トスク本店インフォメーションルーム
問い合わせ先 鳥取行政評価事務所 (☎ 24-5541)

■女性なんでも相談

対象 女性
相談内容 ▽子育てに関すること
▽法律に関すること (セ

クハラ・離婚など法律的な問題) ▽一般(健康・家族・職場や近所での人間関係など)
相談日 子育て・一般 / 1月13日(火)、10日(土) 午後1時～3時
▽法律 / 1月13日(火) 午後1時～4時、1月22日(木) 午前9時～正午
ところ 輝きらなんせ鳥取(福祉文化会館内)
予約受付 12月19日(金) 午前8時30分～(先着順)
申し込み先 男女共同参画センター (☎ 24-2704)

■身体障害者福祉相談

とき 毎週土曜日 午後1時30分～4時

ところ さわやか会館1階相談室(富安二丁目)
相談体制 ▽身体障害者相談員が同じ立場に立って、親見に相談・指導を行います。
▽第2土曜日には、相談員のうち視覚障害者相談員を1名配置しています。
▽第4土曜日には、相談員のうち聴覚障害者相談員を1名配置しています。
問い合わせ先 さわやか会館 (☎ 27-33338)

※知的・精神障害者福祉相談については、生活福祉課にご相談ください。

問い合わせ先 生活福祉課 (☎ 20-3181)

年末の交通安全県民運動

12月16日(火)～25日(木)

スローガン 自転車も 一時停止で みぎひだり

☆年末・年始は飲酒の機会が増える時期です。「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を徹底しましょう。

☆交通事故に遭うはずがないではなく、遭うかもしれないという意識を持って行動しましょう。



高額な医療費を支払ったとき



同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を越えると、高額療養費として越えた額があとで払い戻されます。

高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の方	上位所得者	139,800円 (77,700円) + 医療費が466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算		
	一般	72,300円 (40,200円) + 医療費が241,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算		
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)			
70歳以上の方	外来 (個人ごと)		自己負担限度額 (世帯ごと)	
	一定以上所得者	40,200円	72,300円 (40,200円) + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	40,200円
	一般	12,000円	40,200円	24,600円
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎除後の総所得金額が670万円を超える世帯にあたります。

※2 () は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合(70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く)の4回目以降の限度額です。

●低所得者Ⅰ、Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。

保険証、領収書、印鑑、世帯主の銀行口座番号がわかるものを持参のうえ、保険年金課⑧番窓口で申請してください。

なお、老人医療受給者証をお持ちの人については、鳥取市報10月15日号の11ページ「老人医療受給者の高額医療費の支給」をご覧ください。

■問い合わせ先 保険年金課 (☎ 20-3203)